

令和7年 下呂市農業委員会第8回総会議事録

開催日時	令和7年8月4日 14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 5-1会議室
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治 (推) 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏 (推) 9 番 中川 輝男 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎 (推) 18 番 二村 正明 (推) 19 番 熊崎 徹 (推) 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推) 26 番 杉山 裕 (推)
欠席委員	13 番 川口 太三 (推) 20 番 中桐 由起子 (推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 35 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 36 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 37 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第8回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 16 番 福井 順也 委員 22 番 中島 義雄 委員 お願いいたします。
会 長	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
会 長	農地法第3条申請4件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が2件提出されています。

番号1については農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。

番号2については農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。

番号3については農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。

番号4については農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地です。

以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。

3番

1番について説明します。場所は***の川側です。譲渡人は高齢になり、子どもが市外に出ており、無償で譲渡するものです。譲受人は近隣に居住しており、申請地を管理するとのことで問題ありません。

1番

2番について説明します。場所は***の付近です。譲渡人は管理ができないため、近隣に居住する譲受人へ譲渡するものであり、問題ありません。

5番

3番について説明します。場所は***から300mの位置です。譲渡人は遠方に居住しており、譲渡するものです。譲受人は農地を譲り受け、管理するとのことで問題ありません。

8番

4番について説明します。場所は***の並びになります。この農地につきましては、経営体育成基盤整備事業の事業地です。現在、仮換地中です。譲受人は農地を持っておらず、農業の経験もありません。先ほど、事務局からは問題ないとの説明がありましたが、こういった方が農地を取得することが問題ないか委員会において審議をお願いします。

会長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

5番

4番についてですが、現在は耕作されていますか。

8番

今年は***が牧草として耕作されています。

6番

経営体育成事業のほ場整備事業ですが完成はいつ頃でしょうか

8番

来年には完成してほしいと思っておりますが、未定です。

5番

いずれにしても、ほ場整備の土地なので、事業完了8年経過するまでは他に転用できないので、申請者は農地として管理しなければならないのではないかと。

事務局

面積が大きく、1種農地であるため、8年後であっても転用許可要件にあてはまらず、転用の許可が出ないのではないかと思います。行政書士にもこの土地については転用は難しいということを伝えてあります。

5番

8年後に絶対に転用できないということは今ここで決められることではないのではないかと。また、本人が管理すると言っている以上、3条を許可できない理由もないのではないかと。

会長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請4件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会長

ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会長

議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の4ページをお開きください。

会長

農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については畑665㎡です。

番号1については、申請地を一般個人住宅の倉庫及び庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われまます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。

10番

1番について説明します。場所は***から南へ700mほどの場所です。追認案件で、倉庫及び庭園になっており、農業的に問題ありません。

会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
	議案の5ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
	今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が4件、公園・運動場への転用が1件、店舗等施設への転用が1件、面積については田608.68㎡、畑1,798㎡です。
	番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の車庫及び庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。
	番号2については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、水道、下水道、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に萩原南中学校、みなみこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま。

事務局

番号3については、申請地を借り受け、設備工事業の倉庫及び資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、水道、下水道、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に萩原南中学校、みなみこども園があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。番号4については、申請地を借り受け、ドッグランとして利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内に下呂市役所 竹原出張所があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

事務局

す。番号6については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

9番

1番について説明します。場所は***の東200mほどの場所です。1781-6を分筆し、贈与をするるものです。既にカーポートが建っています。周辺は、譲渡人の農地ですので、問題ありません。

10番

2番と3番について説明します。場所は***の道路を挟んだ北側です。2番については、家を建てたいとのことです。3番については、会社の倉庫及び資材置場として利用したいとのことです。申請地の北側は区有地で、その他の周辺は譲渡人の所有地で農業的にも問題ありません。

15番

4番について説明します。場所は***から北へ1kmくらいの位置です。既にドッグランになっていますが、始末書も添付されており、問題ありません。

15番

5番について説明します。場所は***から東へ100mくらいの位置です。先月申請のあった案件に追加の転用を行う必要が生じたため、申請が出されていおり、問題ありません。

16番

6番について説明します。場所は***の手前1kmくらいの位置です。土地を借りて、家を建てるということで問題ありません。

会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ドッグランは鳴き声等による周辺への問題無いか
17番	申請者はトレーナーとして1～2頭飼っていると聞いています。周辺にはそれほど家も多くないので、問題無いと思います。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請6件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
会 長	以上をもちまして、第8回 下呂市農業委員会を閉会します。
	16時00分閉会
	※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った
	本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。
	下呂市農業委員会
	番
	番